

春日部市立ふじ学園条例の一部を改正する条例

春日部市立ふじ学園条例（平成17年条例第93号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第8条 法<u>第6条の2の2</u>第1項に規定する障害児通所支援を受けた児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 法<u>第6条の2</u>第1項に規定する障害児通所支援を受けた児童の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。